

## 集落支援員（空き家・移住対策）募集要項

### 【1. 募集概要】

人口減少や高齢化の進行により、地域の担い手不足や空き家の増加といった課題も顕在化しています。町では、「高野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、移住・定住の促進に向けた各種施策を展開するとともに、移住されてきた方が地域住民の一員として長期的に暮らしていけるよう、地域との関係づくりや受入体制の整備に取り組んでいます。

こうした取組をより効果的に進めるため、移住希望者と地域住民、行政との橋渡し役として、富貴地区への移住促進の支援に取り組んでいただく集落支援員を募集します。

職 種：集落支援員（委託型）

期 間：令和8年5月1日（金）～ 令和9年3月31日（水）

人 数：1人

### 【2. 主な職務内容】

高野町集落支援員（委託型）は、高野町への移住定住促進や空き家利活用を推進するため、地域コミュニティ組織や住民、関係団体等と連携しながら、次の活動を行います。

- （1）空き家登録等に関する業務
- （2）移住・定住に関する相談・案内に関すること
- （3）高野町のPR（WEBやSNS等による情報発信）に関すること
- （4）集落の点検や集落のあり方に関する話し合い等を通じて、地域活性化を図るため地域コミュニティ組織や住民等との協力体制の構築に関すること

～令和8年度 of 主な業務～

町が令和7年度に実施した空き家調査に関する追加調査及び新たに空き家登録を希望する家屋について現状把握と情報整理を主な業務として行っていただきます。

### 【3. 受験資格】

次の条件をいずれも満たす人

- （1）満65歳以下の人（令和8年3月31日時点）
- （2）令和8年5月1日から勤務できる人  
※5月1日からの勤務が困難な場合は、相談に応じます。
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない人。
- （4）普通自動車運転免許（AT限定可）を所持し実際に運転出来る人  
※任用開始日の前日までの取得見込者を含みます。
- （5）パソコンの一般的操作のほか、インターネット環境を業務に利用でき、電子メールのやり取り等が日常的に利用できる人

### 【4. 委託条件等について】

- （1）形態・身分について

委嘱形態とし、町と個人委託契約を締結して委託型支援員として活動します。

町と委託型支援員との間に雇用関係は生じないものとし、委託型支援員は地方公務員としての身分を有しないものとします。

- （2）委嘱期間

支援員の委嘱期間は、令和8年5月1日から令和9年3月31日まで。

- （3）活動時間

120時間以上

- （4）勤務場所

富貴支所管内

(5) 委託料

委託料（報酬費）の額は、月額153,000円とします。

委託料（車両借り上げ費）の額は、月額21,000円とします。

活動内容は、集落支援員活動業務委託仕様書（別紙）による業務内容とする。

(6) 保険等の加入

国民健康保険及び国民年金については、支援員各自で加入する必要があります。

【5.審査（選考）について】

審査（選考）は以下のとおり行います。

・選考試験

一次選考 書類選考

二次選考 一次選考合格者を対象に、面接による審査を行います。

申込期間までに以下の書類を郵送または持参でご提出ください。

・応募締切

令和8年4月3日（金）

※土日祝日除く、8時30分～17時15分

※郵送の場合は令和8年4月3日（金）必着

・提出書類

写真添付済み履歴書、職務経歴書、志望動機（200字程度）

普通自動車運転免許（AT限定可）の写し

・提出先

〒648-0211 和歌山県伊都郡高野町高野山 357

高野町観光振興課 移住定住地域振興室

【6.問い合わせ先】

高野町観光振興課 移住定住地域振興室 担当：民農(タミノ)

TEL：0736-56-2780（直通）